

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年5月14日

世田谷区

1 概要

(1) 契約予定件名

新BOP学童クラブ利用手続き業務委託

(2) 業務内容

①申請管理システムの構築、運用保守業務

新BOP学童クラブ利用手続き業務に係る事務処理を円滑に行うため、利用者（保護者）、区担当課並びに各児童館および新BOP等の各拠点において、申請情報をネットワーク上で閲覧・処理可能なシステムを構築し、その運用支援業務を実施する。また、本利用手続き業務における申請者情報について、入会承認決定通知書データの作成及び申請の審査等に必要な情報を区が管理する学童クラブ管理システムへ登録更新するためのデータを区指定の拡張子で区に提供する。※詳細は説明書のとおり

②事務センター業務

新BOP学童クラブ利用手続き業務に関し、申請の受付、審査等を行う事務センターを区庁舎外に設置し、運用する。※詳細は説明書のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和11年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、かつ令和9年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約の条件とする。

※令和9年度以降の契約について、委託業務の事務量及び必要人数については、その都度協議をする。

2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納が無いこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得していること。ただし、取

得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

- (7) 令和3年度以降に、官公庁において本委託業務と同規模かつ類似の業務の受託実績があり、システムデータ入力、申請書類審査及び電話対応業務に関する実績を有していること。
- (8) 新BOP学童クラブ利用手続き業務委託公募型プロポーザル選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属している事業者ではないこと。

委員長 世田谷区 子ども・若者部 児童課長 渡邊 祐士

委員 世田谷区 子ども・若者部 副参事(児童施設推進担当) 渡邊 彩加

委員 DX推進担当部 DX推進担当課DX推進担当係長 小原 恵介

3 提案者の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

(1) 業務実施の計画性

- ・業務全体を正確に把握できているか
- ・効率的な実施計画が立てられているか

(2) 管理体制

- ・業務を安定的に遂行できる管理体制が確立されているか

(3) 業務を安定的に遂行する能力

- ・迅速で柔軟な対応ができる業務体制が整えられているか
- ・業務に必要な知識・スキルを習得する研修計画が立てられているか
- ・正確なマニュアルや業務フローを迅速に確立できる仕組みが整っているか
- ・日々の作業の進捗管理について区への報告と連絡調整ができる仕組みが整っているか

(4) リスクとその対処方法

- ・執務場所での情報保護等セキュリティ体制が優れているか

(5) 業務改善の提案能力

- ・現行の業務フローを理解したうえでの提案となっているか
- ・効果的なシステム導入の提案ができているか。
- ・紙による申請書類の管理方法について、業務効率を踏まえた具体的な提案ができているか。

(6) 見積額の妥当性

- ・提案限度額との整合性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部児童課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-2-1-27

世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口

電話 03-5432-2308 FAX 03-5432-3016

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間

令和8年5月14日（木）～令和8年5月28日（木）午後5時まで

②場所

「3（1）担当部課」または区のホームページ

世田谷区トップページ→事業者の方へ→契約・入札情報→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援にて掲載 又はホームページの上部検索スペースにページID「32943」と入力して検索

③受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く）

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先および方法

①提出期限

令和8年5月14日（木）～令和8年5月28日（木）午後5時まで（必着）

②提出方法

「3（1）担当部課」にて直接持参または簡易書留で郵送
〈提出書類〉

①参加表明書【様式1】

②法人の定款

③会社の概要がわかるパンフレット等

④都道府県民税・市町村民税の滞納がないことがわかる資料（納税証明書）

⑤プライバシーマーク使用許諾証明書（写）または情報セキュリティマネジメントの承認番号

⑥令和3年度以降の業務実績がわかる資料

(4) 提案書等の提出方法

①提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時（必着）（厳守）

※期間中の受付は、午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

②提出場所

「3（1）担当部課」に同じ

③提出方法

直接持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

6 審査及び審査結果の通知

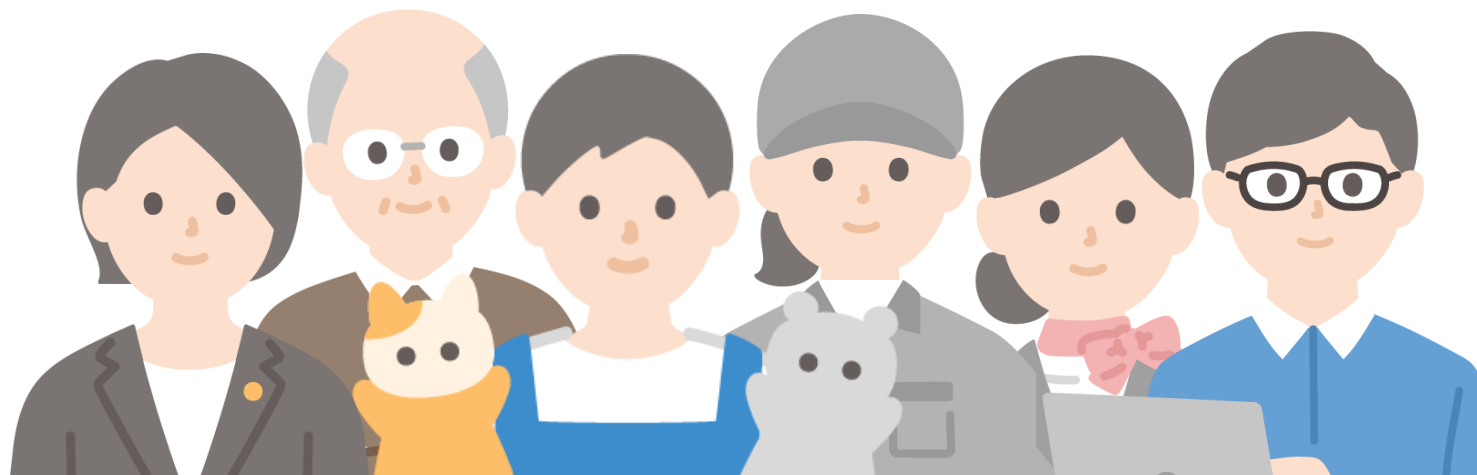
- (1) 令和8年7月上旬に書面にて通知する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- (6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- (7) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行なった提案は無効とする。
- (9) 区との契約では単年度で予定価格2000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- (10) 詳細は実施要領及び説明書による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

| 閲覧場所 | 閲覧できる帳票 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口) | 教育総務課が取り扱う契約以外の契約 |
| 教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口) | 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約 |

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

| 職種 | 労働報酬下限額 | 職種 | 労働報酬下限額 | 職種 | 労働報酬下限額 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 特殊作業員 | 3,177円 | さく岩工 | 4,208円 | 左官 | 3,507円 |
| 普通作業員 | 2,848円 | トンネル特殊工 | 3,804円 | 配管工 | 3,039円 |
| 軽作業員 | 1,966円 | トンネル作業員 | 3,294円 | はつり工 | 3,199円 |
| 造園工 | 2,880円 | トンネル世話役 | 4,304円 | 防水工 | 3,836円 |
| 法面工 | 3,549円 | 橋りょう特殊工 | 3,698円 | 板金工 | 3,634円 |
| とび工 | 3,496円 | 橋りょう塗装工 | 3,772円 | タイル工 | 2,880円 |
| 石工 | 3,485円 | 橋りょう世話役 | 4,314円 | サッシ工 | 3,411円 |
| ブロック工 | 3,241円 | 土木一般世話役 | 3,443円 | 屋根ふき工 | 3,602円 |
| 電工 | 3,464円 | 高級船員 | 4,059円 | 内装工 | 3,507円 |
| 鉄筋工 | 3,464円 | 普通船員 | 3,273円 | ガラス工 | 3,358円 |
| 鉄骨工 | 3,145円 | 潜水士 | 5,302円 | ダクト工 | 3,145円 |
| 塗装工 | 3,666円 | 潜水連絡員 | 3,879円 | 保温工 | 2,944円 |
| 溶接工 | 3,932円 | 潜水送気員 | 3,762円 | 設備機械工 | 2,975円 |
| 運転手(特殊) | 3,241円 | 山林砂防工 | 3,411円 | 交通誘導員A | 2,147円 |
| 運転手(一般) | 2,699円 | 軌道工 | 6,099円 | 交通誘導員B | 1,870円 |
| 潜かん工 | 3,932円 | 型わく工 | 3,369円 | 上記以外の職種 | 1,610円 |
| 潜かん世話役 | 4,707円 | 大工 | 3,230円 | | |

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。